

# 平成29年度 まえばし市民提案型 パートナーシップ事業 募集要項



市民と行政がいっしょに取り組む  
事業提案を募集します！



はないし博士  
©前橋市みやぎ地域づくり交流会

## ○募集期間

7月31日(月)～10月13日(金)

## ○事業説明会(事前申込不要)(各回約1時間)

日時 8月22日(火) ①14時から ②19時から

9月 7日(木) ③14時から ④19時から

場所 ①前橋市市民活動支援センター(Mサポ) 会議室  
(前橋市本町2-12-1、前橋プラザ元気21 3階)

②～④前橋市中央公民館 503学習室  
(前橋市本町2-12-1、前橋プラザ元気21 5階)

## ○審査期間(予定)

平成29年12月～平成30年2月

## ○事業実施

平成30年4月以降

お問い合わせ

前橋市生活課地域づくり係

電話 027(898)6510(直通)

Eメール [seikatu@city.maebashi.gunma.jp](mailto:seikatu@city.maebashi.gunma.jp)



ホームページはこちら↑

## 1 「まえばし市民提案型パートナーシップ事業」とは？

この事業は、市民と行政とのパートナーシップづくりを促し、多様な主体により様々な市民サービスが提供される豊かな地域社会と、誰もが安心していきいきと暮らせるまちをつくることを目的として実施しています。

市民の皆さんから提案された事業を、あらかじめ設置した「審査委員会」により審査・採択し、市民と行政が対等な立場で、それぞれ役割を担って実施するというものです。

## 2 事業を提案できるのは？

事業を提案できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 営利を目的とせず、公益的な活動を行う団体であること  
(NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、自治会、地域づくり協議会等)
- (2) 団体の運営に関する規約や会則等があり、会計処理が適切に行われていること
- (3) 提案した事業に係る実施体制が整っていること（人数は問いません。）

## 3 パートナーシップ事業について

### (1) 事業テーマ

次の①、②どちらのテーマでも事業提案できます。

#### ① 自由テーマ

市民の皆さんが日頃から課題だと感じていることを解決するための事業や、前橋に役立つと思う事業を、市と協働で実施する形で自由に提案してください。

#### ② 規定テーマ

市からあらかじめテーマを提示し、これに関する事業提案を募集するもので、今年度の規定テーマは以下のとおりです。

No	規定テーマとその概要	市担当課
1	◇リユース促進事業 本市ではG活チャレンジ（ごみ減量を目指す活動）を通してごみの排出量削減を呼びかけています。その中でまだ使える不用品を「リユース」してもらうことは、「ごみを減らすこと」にも繋がります。そこで「リユース」という選択肢を周知し、その活動を促進させる事業提案を募集します。  例：身近な地域を対象としてリユース品交換会の開催	ごみ減量課 (ごみ減量係)
	◇若年世代の未婚率改善に向けた結婚支援事業 若者世代の未婚化が大きな社会課題となっているなか、本市においても若い世代の未婚率は男女ともに年々上昇しています。この課題解決に向け、本市の総合戦略に位置づけた	

	結婚支援事業に取り組んでいますが、行政主導による結婚支援事業を発展・継続実施していくためには専門的な知識や多くの人的資源が必要となることから、民間のノウハウを生かした結婚支援事業の提案を募集します。	
3	◇学生の定着・UIJターン推進 大学等進学時及び就職時の市外転出により、市内事業所へ就職する若者が減少しています。こうした流れに歯止めをかけ、若者を地元に着させる、また一度出ていった若者が地元に戻ってきたいと思うような事業提案を募集します。	未来の芽創造課 (渉外係)
4	◇社会全体で子育てを応援する風土づくり 平成27年度に実施した結婚・出産・子育てに関する市民の意向調査において、「少子化に歯止めをかけるために前橋市が行うべき取組」を尋ねたところ、最も多い回答は「子育てと仕事が両立できる職場環境整備」でした。 長時間労働の是正、ワークライフバランスの推進、男性の育児参加促進など子育てと仕事の両立に向けた取組は多岐に渡りますが、その前段にあるべき「社会全体で子育てを応援する風土づくり」に対応できる事業提案を募集します。	未来の芽創造課 (渉外係)
5	◇光をテーマにしたまちの魅力発信事業 本市では、平成26年度からシティプロモーション事業の一つとして、前橋駅前けやき並木、広瀬川河畔等でライトアップ事業を実施しています。 新たな付加価値の創出のため「光（ひかり）」をテーマにした前橋のまちの魅力を発信する事業提案を募集します。	未来の芽創造課 (シティプロモーション係)
6	◇JR前橋駅の活性化事業 JR前橋駅の利用者数向上、駅及び駅前の活性化に繋がる事業提案を募集します。  例：駅前広場の日常的なにぎやかに繋がるための仕組みづくり	交通政策課 (地域交通推進室)

(2) 対象となる事業の要件

次に掲げる全ての要件を満たす事業が対象となります。

なお、事業は審査委員会の審査を経て採択されたものが実施可能となります。

ア 公益的、社会貢献的な事業で、市民の暮らしに役立つことが期待できる事業

イ 団体あるいは市が単独で実施するよりも、双方が協力・連携して実施することで、より高い事業効果が得られる事業

ウ 事業提案するNPOや市民活動団体等の専門性が発揮できる事業

エ 前橋市内において実施効果が生じる事業（市外での活動は原則対象外）

(3) 対象外の事業

次に掲げるものに該当する事業は、対象外となります。

オ 営利目的と認められる事業

カ 宗教または政治活動に関する事業

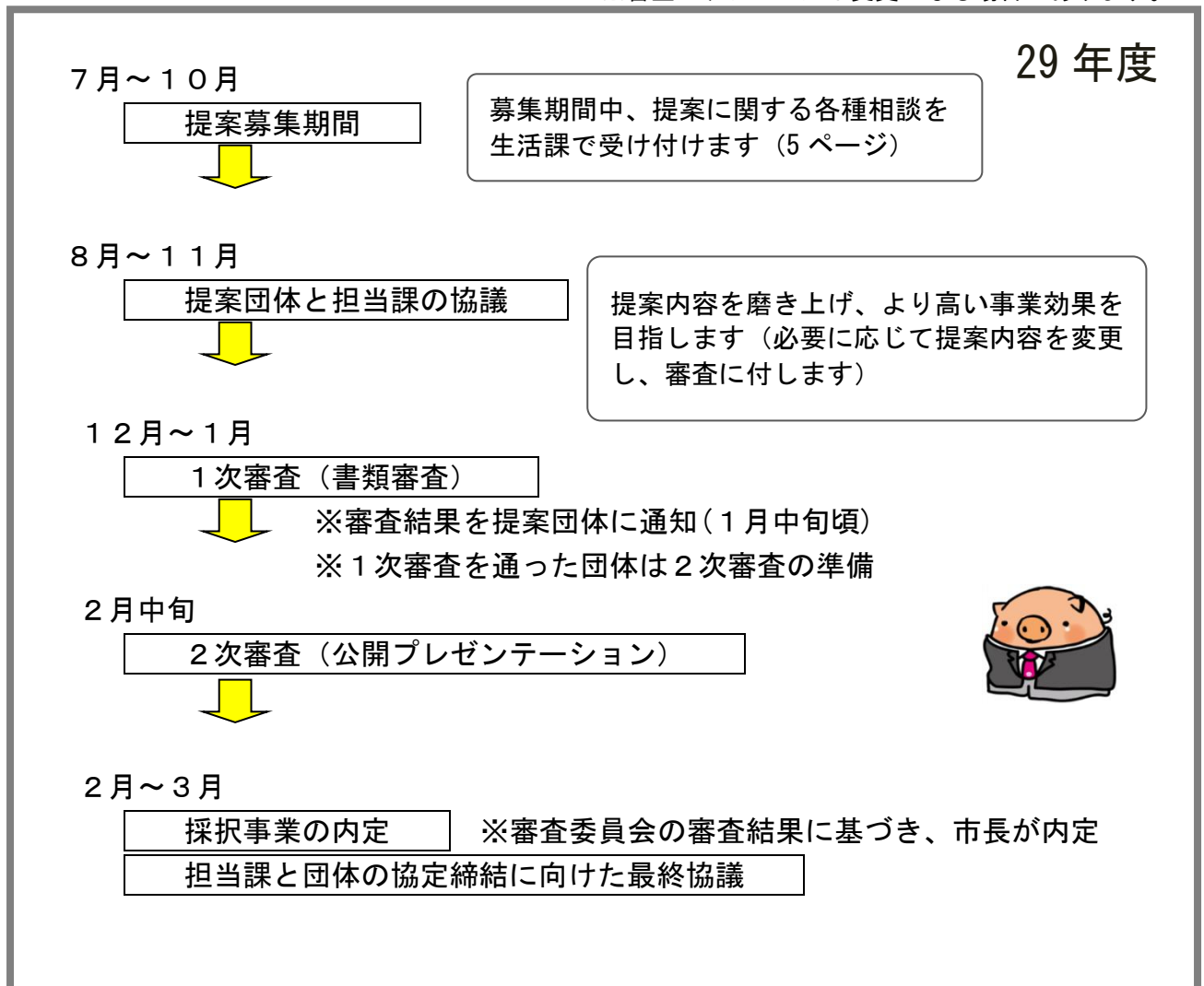
キ 施設整備を目的とする事業

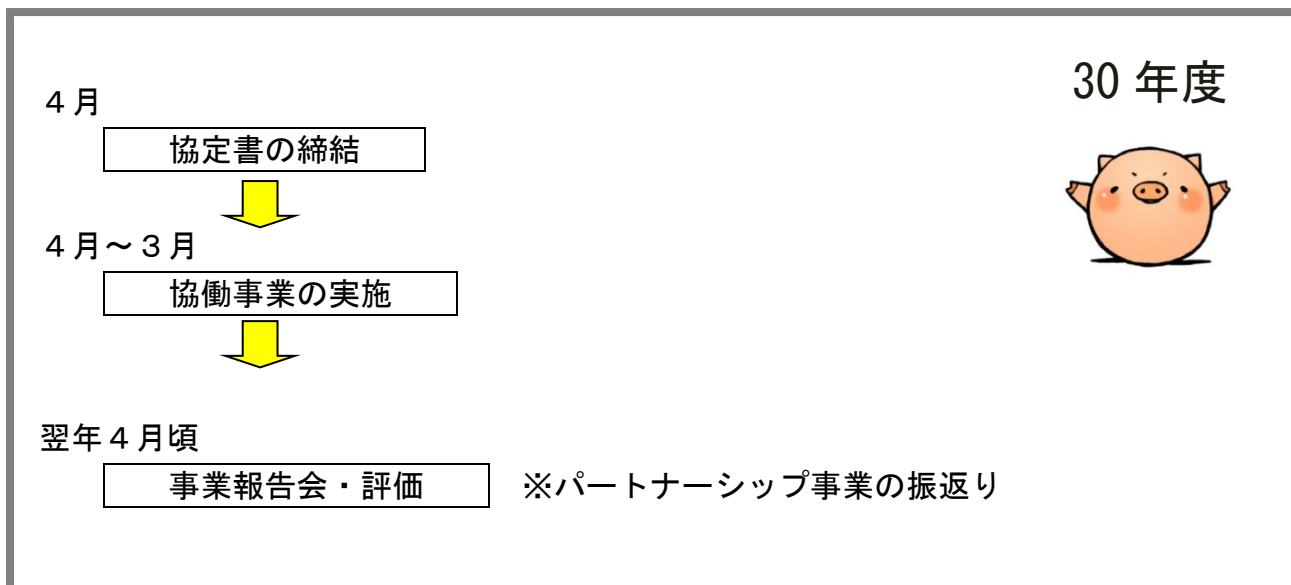
ク 市から他の助成金等を受けて実施しようとする事業

ケ 団体が単独で実施できるものや、単なる資金調達を目的とする事業

## 4 スケジュール

※審査スケジュールは変更になる場合があります。





## 5 事業期間及び事業費負担額

### (1) 事業期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

ただし、「短期間では効果が望めない」などの適正な理由がある場合、最長で2年間の事業を認める場合があります。

### (2) 市の事業費負担

採択された事業に対して、1事業につき80万円/年を上限に事業費の一部を市が負担します。

ただし、パートナーシップ事業に直接関係のない費用は対象外です。また、希望する負担金額全額が認められるとは限りません。予算も審査対象であるため、適正な予算を見積もってください。

## 6 提案について

### (1) 提案に必要な書類

提出書類	備考
まえばし市民提案型パートナーシップ事業提案書	様式第1号 ※
団体の規約または会則など	様式は問いません。
役員・会員名簿	
その他団体の活動内容等がわかる資料	

※様式1号は市ホームページからダウンロードできます。

(「市政情報」－「市民参加・募集」－「市民提案型パートナーシップ事業」)

※事業が採択された場合、提出された書類は参考として公表します。

## (2) 事前説明会の実施

提案内容の相談や提出書類の作成方法等について、下記のとおり計4回説明会を開催します。事前申込は不要です。内容は同じですので、いずれかにお気軽にご参加ください。

日時：8月22日（火）①14時から ②19時から

9月7日（木）③14時から ④19時から

場所：①前橋市市民活動支援センター（Mサポ）会議室

（前橋市本町2-12-1前橋プラザ元気21 3階）

②～④前橋市中央公民館 503学習室

（前橋市本町2-12-1前橋プラザ元気21 5階）

## (3) 書類の提出方法等

事業提案書は、下記のとおり提出してください。

提出期間 7月31日から10月13日まで

提出先 市役所2階生活課地域づくり係へ持参又は郵送（10月13日**必着**）

《郵送の場合のあて先》

〒371-8601 前橋市大手町2-12-1

前橋市役所 生活課 地域づくり係あて

## 7 よりよい提案にするために

### (1) 事前の提案意向の確認

「こんなことがしてみたいけど、実際に提案できるだろうか……？」

「やりたいことはあるけど、手を組んでくれる課があるだろうか……？」

そんな疑問に前もって対応し、事業提案がよりよいものになるよう、「提案意向確認票」を受け付けます。これにより、事前に事業概要の確認ができるとともに、市においてどんな課が協働できるか、あらかじめ調整できるため、提案後の協議がスムーズに進みます。

提出書類	備考
まえばし市民提案型パートナーシップ事業 提案意向確認票	募集期間内（7/31～10/13）は 随時受け付けます

・様式は市ホームページからもダウンロードできます。

・Eメール、ファクス、郵送等により生活課地域づくり係あてに送付してください。

・最終的に提案に至らなかったとしても問題ありません。

### (2) まずはお気軽にご相談を

提案後は、パートナーとなる市担当課との協議が必要になりますが、それまでは生活課地域づくり係にお気軽にご連絡ください。提案書類の作成方法や事業内容、事業費などの積算に関するご相談も受け付けます。

## 8 審査について

### (1) 1次審査

提案いただいた全ての事業について、審査委員会が書類審査を行い、2次審査（公開プレゼンテーション）に進む事業を決定します。書類審査の結果は平成30年1月中旬までに提案団体にお知らせする予定です。

### (2) 2次審査

1次審査を通過した事業は、公開プレゼンテーションで提案事業の内容、期待される効果などを発表していただき、その内容と1次審査の結果を踏まえ、審査基準に基づき審査委員会が採択事業を内定します。（発表は後日となります。）

なお、プレゼンテーション用の資料は原則としてパワーポイントで作成してください。

#### ◇審査基準

審査項目		審査のポイント
1	協働性	・協働事業を実施することにより、団体と前橋市双方の目標を達成することができ、かつ相乗効果が得られるか ・団体と市との役割分担は適切か
2	公益性	・時代や市民のニーズに合っているか ・地域の課題解決につながり、市民生活に役立つ事業か
3	特性	・団体の先駆性や専門性を活かした提案になっているか
4	実現性	・事業計画や収支予算、事業スケジュールは合理的で実現可能であるか
5	持続性	・提案事業を継続的に実施することは可能か
6	組織力	・事業を遂行できる組織体制及び能力を持っているか
7	妥当性	・市が負担金を支出して実施するにふさわしいか（総合評価）

## 9 Q & A

### Q1 私の団体は、NPO法人ではありませんが、提案できますか？

⇒もちろん提案できます。法人格の有無は問いません。

### Q2 企業は提案可能ですか？

⇒企業からの提案は受け付けておりません。

### Q3 事業で参加費や負担金などをもらうことは可能ですか？

⇒可能です。ただし、公益的又は社会貢献的と認められる範囲での収入としてください。また、収入は必ず事業の経費に充ててください。

**Q4 公開プレゼンテーションでは何を行うのですか？**

⇒一般観覧者や市の事業関係課職員などが集う会場で、公開の形で提案事業の紹介をしていただきます。説明に必要なパソコンやプロジェクターは市が用意しますが、発表用資料（原則としてパワーポイントを使っています。）は各団体でご用意いただきます。

**Q5 事業を提案するとしても、市のどんな課が関係するのかわかりません。**

⇒事務局の生活課地域づくり係が間に入って、パートナーにふさわしい課を紹介します。

**Q6 私の団体は人数が少ないので、他の団体の協力を得て事業提案したいのですが、可能ですか？**

⇒可能です。団体同士がつながることも1つの「協働」です。ぜひ協力してご提案ください。

**Q7 団体のスタッフは多いので、いくつかの事業を展開することができますが、提案できるのは1事業だけですか？**

⇒1団体につき1事業とします。1事業に団体の全力を注いで提案してください。

**Q8 市からの負担金はどんな経費に充てられるのですか？**

⇒これまでの採択事業では、印刷費用や謝礼、事業用消耗品費などに負担金を充てています。また、必要に応じて飲料の購入費や弁当などの食事代も計上できますが、予算の内容も審査対象になりますので、適切に見積もってください。なお、長期にわたって使用することができる備品を購入した場合、事業期間終了後の所有権は市が持つこととなります。

**いざ、協働！**

**お互いの力を発揮して、よいよい前橋をつくきましょう。**

**ご提案、お待ちしております！**

